

四日市市告示第 106 号

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 16 日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護予防・生活支援体制づくり事業補助金交付に関する要綱（平成30年四日市市告示第178号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。	附 則 (施行期日) 1 (略) 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則
この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(健康福祉部高齢福祉課)